

騒音・振動規制関係の届出について

以下の施設を使用する場合や、規制対象となる作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法、公害防止組織法若しくは埼玉県生活環境保全条例に基づく届出が必要です。

それぞれ対応する届出フロー①～⑥をご確認の上、手続きをお願いします。

騒音規制法・振動規制法に基づく届出が必要な施設（埼玉県資料抜粋）

↓フロー①、⑥

↓フロー②、⑥

騒音	振動
※1 金属加工機械 イ 圧延機械(定格出力の合計が22.5kW以上) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式、定格出力が3.75kW以上) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力294キロニュートン以上) ヘ せん断機(定格出力3.75kW以上) ト 鍛造機 チ ワイヤーフォーミングマシン リ プラスト(タンブラスト以外のものにて密閉式を除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。) 2 空気圧縮機及び送風機(定格出力が7.5kW以上) 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力7.5kW以上) 4 織機(原動機を用いるものに限る。) ※5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量0.45m ³ 以上) ロ アスファルトプラント(混練重量200kg以上) 6 穀物用製粉機(ロール式、定格出力が7.5kW以上) 7 木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー(定格出力2.25kW以上) ハ 碎木機 ニ 帯のご盛(製材用:定格出力15kW以上、木工用:定格出力2.25kW以上) ホ 丸のご盛(製材用:定格出力15kW以上、木工用:定格出力2.25kW以上) ヘ かなな盤(定格出力2.25kW以上) 8 抄紙機 9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。) 10 合成樹脂用射出成形機 ※11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。) 	※1 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ せん断機(定格出力1kW以上) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(定格出力37.5kW以上) 2 圧縮機(定格出力7.5kW以上) 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力7.5kW以上) 4 織機(原動機を用いるものに限る。) 5 コンクリートブロックマシン(定格出力の合計2.95kW以上)、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(定格出力の合計10kW以上) 6 木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー(定格出力2.2kW以上) 7 印刷機械(定格出力2.2kW以上) 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもの、定格出力30kW以上のものに限る。) 9 合成樹脂用射出成形機 ※10 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

※印の施設をもつ工場・事業場は公害防止主任者等(施設によっては公害防止管理者等)の選任の必要があります。詳しくは御相談ください。

埼玉県生活環境保全条例に基づく届出が必要な施設、作業（埼玉県資料抜粋）

表2 指定騒音施設

1 木材加工機械 イ 帯のご盛(製材用:定格出力15kW未満、木工用:定格出力2.25kW未満) ロ 丸のご盛(製材用:定格出力15kW未満、木工用:定格出力2.25kW未満) ハ かなな盤(定格出力2.25kW未満)
2 合成樹脂用粉砕機
3 ベレタイザー
4 コルゲートマシン
5 シェイクアウトマシン
6 ダイカスト機
7 冷却塔(定格出力0.75kW以上)

表3 指定振動施設

1 シェイクアウトマシン
2 オシレイティングコンベア

表4 指定騒音作業

1 業として金属板(厚さ0.5mm以上)のつち打加工を行う作業
2 業としてハンドグラインダーを使用する作業
3 業として電気のごぎり又は電気かななを使用する作業

フロー④→

←フロー⑤

←フロー④

騒音規制法・振動規制法に基づく届出が必要な作業（埼玉県資料抜粋）

以下の作業を行う場合は、該当する様式により、届出が必要です。

↓フロー③

↓フロー③

騒音
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2 びょう打機を使用する作業
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5 コンクリートプラント（混練容量0.45㎡以上）又はアスファルトプラント（混練重量200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6 バックホウ（定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
7 トラクターショベル（定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
8 ブルドーザー（定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

振動
1 くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4 ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

(注)1 定格出力:1PS(仏馬力) = 0.7355kW

2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー(低騒音型建設機械)は、国土交通省のホームページで確認できます。

【低騒音型建設機械の標識】

【超低騒音型建設機械の標識】



各種くい打工法の規制対象一覧表

工法・機械名称		騒音	振動	備考			
既製くい	直打工法	打撃工法	ディーゼルパイルハンマ	○	○		
			ドロップハンマ	○	○		
			パイルエキストラクタ	○	○	くい引抜に使用	
			もんけん(人力を動力とするもの)	×	×		
			油圧ハンマ	○	○		
			エアハンマ	○	○		
	埋め込み工法	振動工法	パイプロハンマ	○	○	くい引抜にも使用	
			圧入工法	油圧、ワイヤー圧入	(注)	×	くい引抜にも使用
			プレボーリング工法	アースオーガー+直打工法	×	○	先端打撃工法
			セメントミルク工法	アースオーガー+根固め	×	×	先端根固め工法
現場造成くい (場所打くい)	中掘工法	アースオーガー+直打工法	×	○			
		オールケーシング工法(ベノト工法)	×	×			
		アースドリル工法	×	×			
		リバースサーキュレーション工法	×	×			
		地下連続壁工法	×	×			

特定建設作業の規制 ○:対象 ×:対象外

(注) くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打機は規制対象外

① 騒音規制法に基づく特定施設に関する届出フロー

→ : はい
- - - : いいえ

特定施設設置済・設置予定の場所は、工業専用地域ですか？

他の用途地域（熊谷市境除く）までの距離は100m未満ですか？

これまでに、騒音規制法に基づく特定施設設置（使用）の届出をしたことがありますか？

既存の施設について、新たに規制地域内になった、若しくは新たに特定施設となりましたか？

特定施設設置届出書（様式第1）

特定施設使用届出書（様式第2）

・ 施設の種類の数について、届出済みの数の2倍を超過（0 → 1の変更も含む）するような変更がありますか？

・ 騒音の防止の方法を変更し、それに伴い敷地境界付近での騒音の大きさが増加しますか？

・ 事業所の代表者の氏名や名称、所在地などを変更しますか？

・ 特定施設を全て廃止しますか？

・ 相続、合併、分割などで特定施設の全てを譲り受け（借り受け）ますか？

承継届出書（様式第8）

特定施設使用全廃届出書（様式第7）

氏名等変更届出書（様式第6）

騒音の防止の方法変更届出書（様式第4）

特定施設の種類の数変更届出書（様式第3）

届出は不要です。ただし、周辺環境には十分配慮して操業を行ってください。

② 振動規制法に基づく特定施設に関する届出フロー

→ : はい
- - - : いいえ

特定施設設置済・設置予定の場所は、工業専用地域ですか？

これまでに、振動規制法に基づく特定施設設置（使用）の届出をしたことがありますか？

既存の施設について、新たに規制地域内になった、若しくは新たに特定施設となりましたか？

特定施設設置届出書（様式第1）

特定施設使用届出書（様式第2）

・届出済の内容から、施設の種類及び能力ごとの数を増やしたり、使用開始時刻を早めたり終了時刻を遅くするなどの変更がありますか？

・振動の防止の方法を変更し、それに伴い敷地境界付近での振動の大きさが増加しますか？

・事業所の代表者の氏名や名称、所在地などを変更しますか？

・特定施設を全て廃止しますか？

・合併などで特定施設の全てを譲り受け（借り受け）ますか？

承継届出書（様式第8）

特定施設使用全廃届出書（様式第7）

氏名等変更届出書（様式第6）

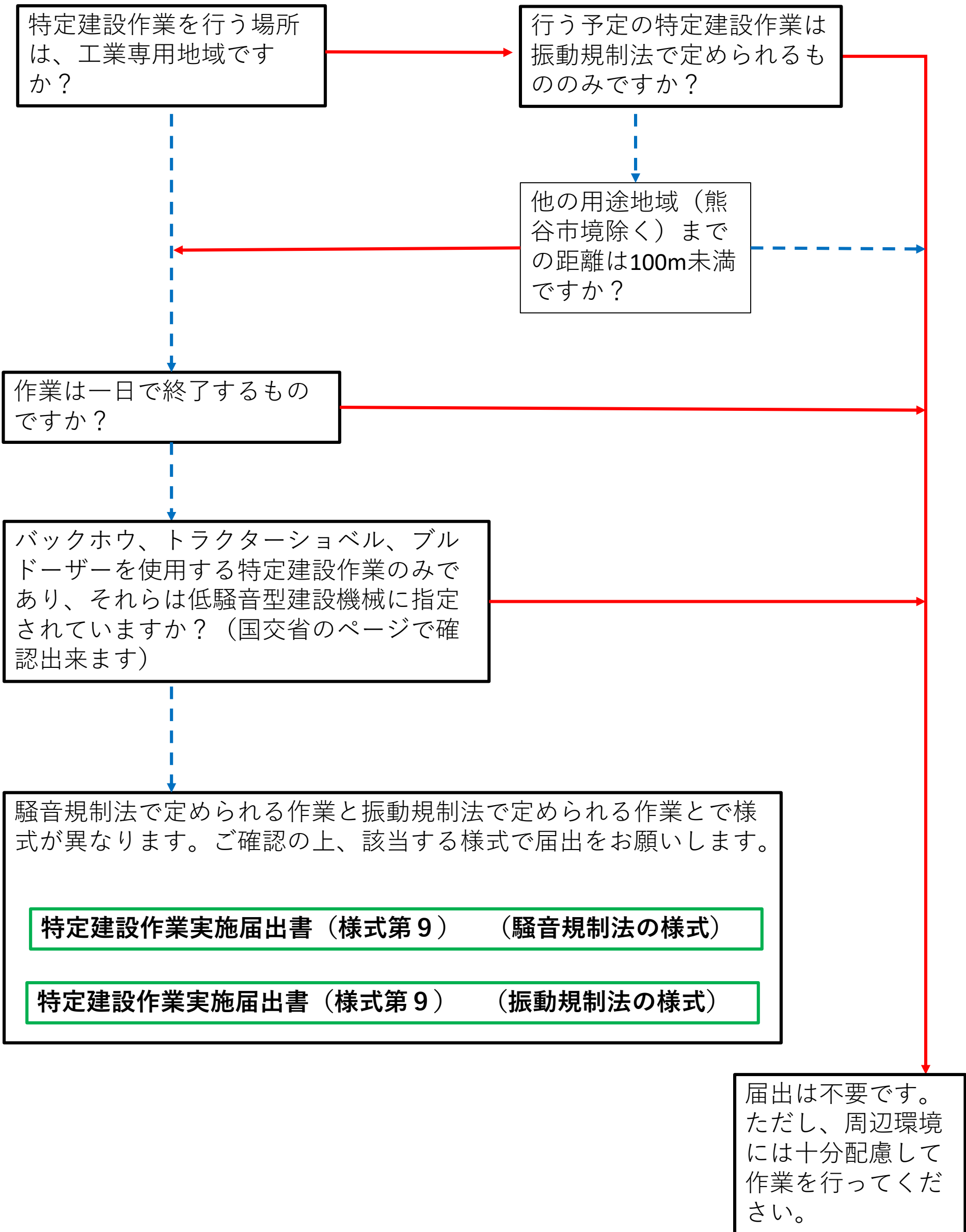
振動の防止の方法変更届出書（様式第4）

特定施設の種類及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出書（様式第3）

届出は不要です。ただし、周辺環境には十分配慮して操業を行ってください。

③ 特定建設作業に関する届出フロー

→ : はい
- - - : いいえ



④ 埼玉県生活環境保全条例（指定騒音施設・指定騒音作業）に基づく届出フロー

→ : はい
- - - : いいえ

オレンジ枠破線の様式は、指定振動施設のものと同じの様式

指定騒音施設設置済・設置予定、または指定騒音作業を開始済・開始予定の場所は、工業専用地域ですか？

他の用途地域（熊谷市境除く）までの距離は100m未満ですか？

これまでに、本条例に基づく施設設置（使用）・作業開始（実施）の届出をしたことはありますか？

指定騒音施設設置（使用）・指定騒音作業開始（実施）届出書（様式第12号）

- ・ 施設の種類ごとの数が届出済みの数の2倍を超過（0→1の変更も含む）するような変更や騒音作業の種類の変更がありますか？
- ・ 騒音の防止の方法を変更し、それに伴い敷地境界付近での騒音の大きさが増加しますか？
- ・ 事業所の代表者の氏名や名称、所在地などを変更しますか？
- ・ 指定施設や指定騒音作業を全て廃止しますか？
- ・ 相続、合併、分割などで指定施設や指定騒音作業の全てを譲り受け（借り受け）ますか？

指定施設等承継届出書（様式第20号）

指定施設使用等廃止届出書（様式第19号）

氏名等変更届出書（様式第18号）

騒音の防止の方法変更届出書（様式第14号）

指定騒音施設の種類ごとの数・指定騒音作業の種類変更届出書（様式第13号）

届出は不要です。ただし、周辺環境には十分配慮して操業を行ってください。

⑤ 埼玉県生活環境保全条例（指定振動施設） に基づく届出フロー

→ : はい
- - - : いいえ

オレンジ枠破線の様式は、指定騒音施設・指定騒音作業のものとの共通の様式

指定振動施設設置済・設置予定の場所は、
工業専用地域ですか？

これまでに、本条例に基づく施設設置
(使用)の届出をしたことはあります
か？

指定振動施設設置（使用）届出書（様式第15号）

・届出済の内容から、施設の種類及び能力ごとの数を増やしたり、
使用開始時刻を早めたり終了時刻を遅くするなどの変更があります
か？

・振動の防止の方法を変更し、それに伴い敷地境界付近での振
動の大きさが増加しますか？

・事業所の代表者の氏名や名称、所在地などを変更しま
すか？

・指定施設を全て廃止しますか？

・相続、合併、分割などで指定施設の全てを譲
り受け（借り受け）ますか？

指定施設等承継届出書（様式第20号）

指定施設使用等廃止届出書（様式第19号）

氏名等変更届出書（様式第18号）

振動の防止の方法変更届出書（様式第17号）

**指定振動施設の種類及び能力ごとの数・指定振動施設の使用の
方法変更届出書（様式第16号）**

届出は不要です。た
だし、周辺環境には
十分配慮して操業を
行ってください。

⑥ 公害防止組織法・埼玉県生活環境保全条例 (公害防止〇〇者の選任等) に基づく届出フロー

→ : はい
- - - : いいえ

騒音規制法・振動規制法で定められる特定施設（金属加工機械・建設用資材製造機械・鋳造型機に限る）を設置していますか？

施設所在地は、工業専用地域ですか？

特定施設は騒音規制法で定められる施設に含まれますか？

業種は製造業（物品の加工業含む）、電気・ガス・熱供給業ですか？

他の用途地域（熊谷市境除く）までの距離は100m未満ですか？

設置している施設には機械プレス（加圧能力980キロニュートン以上）鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマー）が含まれますか？

設置している施設には液圧プレス（加圧能力が2,941キロニュートン以上）が含まれますか？

従業員は11名以上ですか？

従業員は21名以上ですか？

従業員は21名以上ですか？

従業員は11名以上ですか？

①、②

②

①、②、③、④

②、③、④

②、④

③、④

④

届出は不要です。ただし、周辺環境には十分配慮して操業を行ってください。

- ① 【法】 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書（様式第1）
 - ② 【法】 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書（様式第2） **（要資格）**
 - ③ 【条例】 公害防止監督者（公害防止監督者の代理者）選任（死亡、解任）届出書（様式第48号）
 - ④ 【条例】 公害防止主任者（公害防止主任者の代理者）選任（死亡、解任）届出書（様式第49号） **（要資格）**
- ※要資格のものについては、騒音・振動関係の資格が求められます。
 ※公害防止管理者は、平成17年度以前は騒音関係と振動関係に区分されており、平成18年度以降は騒音・振動関係にまとめられています。平成17年度以前の資格の場合、選任の際には区分をよくご確認ください。

①、②について選任している事業所について、相続、合併、分割などでその地位を譲り受けた場合の届出
【法】 承継届出書（様式第3の2）